

風俗行政研究会殿
国家公安委員会殿

平成 26 年 8 月 15 日

公益社団法人全日本ダンス協会連合会
会長 伊藤 信義

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正の検討に係る意見

各位におかれましては、夏休み期間にもかかわりませず、風俗行政研究会における精力的なご検討、心より敬意を表します。また、当連合会に対し、意見聴取の機会、意見表明の機会をいただきましたこと御礼申し上げます。ご検討も進み、方向も見えてこられた時期と存じますが、連合会として、今後の様々な方向付けを想定し、幅広くかつ具体的に、下記のとおり、重ねての意見表明させていただきますので、宜しくおとり計らい下さいますようお願い致します。

1 警察行政の役割

公安委員会・警察本部のもとの警察署など警察組織は、実力を装備した行政機関として、治安を守り、取締り・交通行政などを行っています。権力的なイメージが先行し、警察とは関わりたくない、といったことが言われたりしますが、市民・国民の生活や健全な営業者を守るべく、現実に基づき、様々な状態を想定しつつ、丁寧かつ論理的なご議論をお願いいたします。

地域の総合的な行政は市町村・都道府県で担っておりますが、風営法を含め、警察の代替ができない分野があり、警察の撤退は住民や営業者にマイナスの影響を与えることがあります。今回、「ダンスが風営法とはおかしい」といったイメージが先行し、営業規制・安全安寧の維持等が後退していることに懸念を抱きます。

2 規制改革会議の構成・議論は偏り

今回、規制改革会議の意見、それに対する閣議決定が前提になっておりますが、そもそも規制改革会議のメンバーは、経済的メリット第一主義で、国民の生活自体を配慮する構成にはなっていない感が否めません。規制緩和推進派の有識者・経済界が中心で、自治体代表もおりませんし、地方の代表もいないのではないかでしょうか。そうであれば、様々な層から丁寧に意見聴取するなどの対応が必要かと思いますが、ダンスについてもかなり偏った意見聴取でした。2回の実質的審議がありましたが、意見聴取した団体は次の通りです。

2013・11・22 日本ダンススポーツ連盟・ラテンワークスコーポレーション（株）、
斎藤弁護士、クラブとカルチャーを守る会、岩村早稲田大学教授、六
本木商店街振興組合

2014・1・20 斎藤弁護士、日本ダンススポーツ連盟、六本木商店街振興組合
警察庁保安課長

私達、全ダ連は、プロの教師団体としてダンススクール営業の中核ですが、規制撤廃を主張するアマチュア中心の団体のみ2回も意見聴取されております（風俗行政研究会においてのヒヤリング・意見交換は大変貴重なものと思います）。

3 もっぱら 3 号の議論が中心で、4 号(ダンスホール・ダンススクール等)廃止の論拠は薄弱

「4 号は問題もないし当然廃止」との発想で、規制改革会議の意見も不十分なものです。そもそも 4 号廃止の論拠は、実質的に先の 2013 年 11 月に日本ダンススポーツ連盟から示された 1 枚（当該団体資料 14 ページ）のみです。

示された論拠の 3 点、「一部の不健全な営業をとりしまるためにダンス営業全体を厳しく規制」「風営法の記述と警察庁裁量行政とのギャップがおおきすぎ」「4 号教師の矛盾（例：社交ダンスでないと資格団体として認められない）」については、7 月 15 日の第一回研究会において、説明しましたように、いずれも法律改正の論拠となっていないと考えております。

4 4 号のダンススクールは、既に大幅な規制緩和

4 号のダンススクール営業については、平成 10 年の法律改正で、政令で定める講習修了者は風営法対象外とされており、平成 24 年にはその対象が拡大されております（平成 25 年 12 月警視庁管内ダンススクール等許可営業者はゼロです）。問題提起されている 3 号について、議論のうえ必要な緩和を行るべきです。4 号のダンススクールについて更に緩和する必要があるならば、許可制から届出制とすることや、規制項目を縮小する、或いは本則の規制を止めて、当分の間の経過措置として附則に規定するなどの対応とすべきではないかと考えております。

条文案

① 附則許可制

改正法附則に、次の条項を加える。

[社交] ダンスを教授する営業（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその過程を終了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者が客にダンスを

教授する営業を除く)を営もうとするものは、当分の間、公安委員会の許可を受けなければならぬ。

許可基準(人的欠格事由、物的欠格事由)、禁止事項・監督等については、検討

② 本則届出制

定義規定を加えたうえ、本則において、条項を異動させ、次の条文を加える。

- ・[社交] ダンスを教授する営業(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその過程を終了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者が客にダンスを教授する営業を除く)を営もうとするものは、公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。
 - ・氏名又は名称(法人にあっては、代表者・役員の氏名・住所)、営業所の名称及び所在地、営業所の構造及び設備、
 - ・欠格事由、名義貸しの禁止
 - ・遵守事項等 フロアの広さ、見通し、営業時間、未成年者の入場時間等
 - ・指示等
 - ・監督 従業者名簿(生年月日含む)、報告・立ち入り等

③ 附則届出制

改正法附則に、次の条項を加える

[社交] ダンスを教授する営業(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその過程を終了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者が客にダンスを教授する営業を除く)を営もうとするものは、当分の間、公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。以下、上記②参照

5 4号廃止の問題点

4号規制をいきなり廃止すると、次のような様々な問題がおきるのではと懸念されます。

- ① かつてあった暴力団からのみかじめ料要求や不良外国人の干渉
- ② 技術も倫理観もない教師・狭く暗い教室の出現
- ③ 出会い系ダンススクール等不健全な教室の出現
- ④ ダンス教室を選ぶ生徒の困惑
- ⑤ 現行法令に従い講習を受け、自主規制で広く(66平米)明るい教室に投資した真面目な教室営業者の経済的な苦境
- ⑥ 社交ダンスのレベル低下・イメージに傷、ダンス文化にマイナス

6 やむを得ず 4 号の営業規制を廃止する場合

やむを得ず 4 号の営業規制を廃止する場合、法令を尊重してきた関係者に無理が無いよう、現実的かつ展望が描けるような対応が可能となるよう委員の皆様の議論をお願いいたします。対応案の例を下記に示させて頂きます。

① 経過措置として、一定の講習を申請に基づき指定（営業の前提ではなく、任意の申請に対して）

- ・趣旨 規制改革計画の閣議決定等諸般の情勢により、やむを得ずダンススクールの営業規制を廃止する場合、少なくとも、今まで法令を尊重し健全なダンススクール営業と社交ダンス文化を発展させてきた真面目な教師・営業者への配慮が必要と考えます。すなわち、営業の前提要件としてではなく、これまで機能してきた指定講習や講習修了者を明示し、講習を受けていないものと区別を可能とすることによって、社交ダンスのレベル低下を防ぎ、健全なダンス教室営業の存続を可能とし、ひいてはダンス文化の維持発展に寄与することができます。あわせて自主的な講習・規制により警察の負担を軽減し、重点的効率的業務執行に繋がると考えます。
- ・条文案例 国家公安委員会は、客にダンスを教授する営業の健全化に資するため、政令で指定するダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者を認定することが出来る。

② (仮称)公認社交ダンスインストラクター（名称独占資格）の法定化

- ・趣旨 社交ダンス教室・ホール等が風俗営業法の規制対象から除外された場合、社交ダンスは男女が密着する舞踊であるため、セクハラや出会い系ダンスホール出現等の恐れがあります。

このため、社交ダンスに関して一定の知識・技術を持った者を「公認社交ダンスインストラクター（仮称）」として認定し、このインストラクターが社交ダンス教室・ダンスホール等で社交ダンスを教授することによって、営業の適正化を図る。また、自称インストラクターによる営業の混乱を防ぐため、名称独占資格（参考 1）として法定化する。

・規定内容（風俗営業法附則に以下を規定する）

- i) 国家公安委員会の指定する団体の指定講習を受講し終了検定に合格した者は国家公安委員会が認定証書を授与し、「公認社交ダンスインストラクター（仮称）」と称することが出来る。

- ii) 公認社交ダンスインストラクターでない者は公認社交ダンスインストラクターという名称を用いてはならない。
- iii) 公認社交ダンスインストラクターでない者が公認社交ダンスインストラクターという名称を用いた場合の罰則。
- iv) 現在、国家公安委員会の指定講習を終了し、社交ダンスインストラクターとして社交ダンス教授の業務にあたる者は国家公安委員会に申請することにより認定証書を得て公認社交ダンスインストラクターと称することが出来る（経過措置）。

- ・法律に規定する理由

名称独占資格を創設するには法律の規定が必要である（参考 2）

（参考 1）

業務独占資格と名称独占資格について

1 業務独占資格と名称独占資格の意義

(1) 業務独占資格

弁護士、公認会計士、司法書士のように、有資格者以外が携わることを禁じられている業務を独占的に行うことができる資格。

(2) 名称独占資格

栄養士、保育士など、有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格。

2 業務独占資格と名称独占資格の具体例 ※ 括弧内は根拠法律名。

(1) 業務独占資格の具体例

- ・建築士（建築士法）・弁護士（弁護士法）・公認会計士（公認会計士法）
- ・司法書士（司法書士法）・行政書士（行政書士法）・土地家屋調査士（土地家屋調査士法）
- ・税理士（税理士法）・医師（医師法）・看護師（保健師助産師看護師法）等

(2) 名称独占資格の具体例

- ・調理師（調理師法）・栄養士（栄養士法）・介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法）
- ・社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法）・精神保健福祉士（精神保健福祉士法）
- ・保育士（児童福祉法）・製菓衛生師（製菓衛生師法）・技能士（職業能力開発促進法）等

（参考 2）

○ 職業能力開発促進法

第五章 技能検定

(技能検定)

第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種（以下この条において「検定職種」という。）ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

2 前項の技能検定（以下この章において「技能検定」という。）の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

(受検資格)

第四十五条 技能検定を受けることができる者は、次の者とする。

- 一 厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者
- 二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働省令で定めるもの

(技能検定の実施)

第四十六条 厚生労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する計画に従い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）の実施その他技能検定に関する業務で、政令で定めるものを行うものとする。

3 厚生労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央職業能力開発協会に行わせることができる。

4 都道府県知事は、技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせることができる。

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの（合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 一 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 2 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験業務に関して知り得

た秘密を漏らしてはならない。

3 試験業務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 二 不正な手段により第一項の規定による指定を受けたとき。

（報告等）

第四十八条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定試験機関に対してその業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（合格証書）

第四十九条 技能検定に合格した者には、厚生労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。

（合格者の名称）

第五十条 技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。

2 技能検定に合格した者は、前項の規定により技能士と称するときは、その合格した技能検定に係る職種及び等級（当該技能検定が等級に区分しないで行われたものである場合にあつては、職種）を表示してするものとし、合格していない技能検定に係る職種又は等級を表示してはならない。

3 厚生労働大臣は、技能士が前項の規定に違反して合格していない技能検定の職種又は等級を表示した場合には、二年以内の期間を定めて技能士の名称の使用の停止を命ずることができる。

4 技能士でない者は、技能士という名称を用いてはならない。

（厚生労働省令への委任）

第五十一条 この章に定めるもののほか、技能検定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。